

議案第36号

芝田多目的研修センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施設の名称 芝田多目的研修センター
指定管理者 小松島市芝生町字西居屋敷107番地の3
芝生町協議会
指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和3年3月3日提出

小松島市長 中山俊雄